

# 一般社団法人登記完了についてのご挨拶

平成 21 年 2 月吉日  
一般社団法人北海道環境保全技術協会  
代表理事 前田 寛之  
専務理事 平田 匡宏

はじめに

当「北海道環境保全技術協会」は、このたび「一般社団法人北海道環境保全技術協会」として登記をおこない改組いたしましたので、ご報告申し上げます。当協会は、平成 16 年 4 月 27 日の設立総会で任意団体として設立されましたが、以来、さまざまな講演会・セミナーの開催や技術研究活動など堅実な活動実績を積み重ね、ここに設立依頼の目標でありました法人化を達成したものです。

これまでの各界の皆様や会員各位からのご支援に深く感謝いたしますとともに、今後の「一般社団法人」としての活動に引き続きのご協力をたまわります様、重ねてお願い申し上げます。

## 1. 一般社団法人化の経緯

北海道環境保全技術協会は発足当初から、「然るべき時期に法人化を図る」ことを計画の中に織り込んでおり、公益法人化は当協会の既定の方針でありました。平成 20 年 5 月 15 日における第 4 回通常総会においては、同年 12 月に予定されていた公益法人制度改革三法（平成 18 年 5 月成立）の完全施行を待って、当協会の一般社団法人登記を行うことが議決され、これを受けて平成 20 年 10 月 27 日の臨時総会において新定款案や新規の役員体制や会員資格の変更など「本協会の一般社団法人への移行について」の決議を行いました。この決議においては、「(1) 当北海道環境保全技術協会は、新公益法人法が施行されることに伴い、一般社団法人として登記申請し、登記された日をもって一般社団法人北海道環境保全技術協会に改組する。」としており、北海道法務局に登記申請を行ったところ平成 21 年 1 月 28 日に登記完了し、当協会は同日より一般社団法人としての事業活動を開始しております。なお、新法人移行時点での役員の任期は、次期総会までとしておりますので、平成 21 年度通常総会において改選の運びとなります。

## 2. 一般社団法人化した理由

当協会の公益法人化することは、当協会活動の社会的信用や認知を受ける上で重要であります。当協会の目的は、各会員の保有する環境保全技術を統合して技術ネットワークを構築すること、協働して「環境保全技術の普及と向上」を図ることにあり、このような高い理念の目的を遂行するためには、任意組織であるより、公的な制度に担保された法人格を取得することが望まれます。

また、法人化により行政や他法人との契約行為が可能になります。これにより委託業務の受注や独自事業の推進が可能になり、当協会の活動の幅が大きく拡大することになります。このような活動は、一般社団法人としての定款に定められる組織体制により、透明かつ公平性をもって進められ、かつ監督行政の必要な管理・監査を受けることとなります。このように社会的にも客観性の高い活動が行われることで、当協会の継続性、安定性がより高まることとなります。会員の皆様にとっては、このような「正当性」「権威性」のある組織に所属することで、会員各位の社会的地位の向上にも寄与するものと期待されます。

## 3. 一般社団法人化以降の活動

一般社団法人化にともなう定款変更により、事業目的の拡大（下記）等をおこないましたが、主要部分には大幅な変更はございません。当協会は、引き続き北海道を起点に、環境保全技術に関してのさまざまな事業活動を継続してまいります。このたびの一般社団法人化にともない、より一層の透明性・公平性を維持しつつ、社会的責任を担う法人として事業活動を推進していく所存ですので、これまで同様のご指導ご鞭撻とお付き合いをたまわります様、お願い申し上げます。

### 【参考：一般社団法人北海道環境保全技術協会定款から】

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 環境保全技術に関する情報収集、技術交流及び支援
- 二 環境保全に関する新規技術の研究開発と普及活動
- 三 環境保全技術に係る調査・共同研究の実施・推進
- 四 環境保全技術に関する関係資料の作成配布、情報交換、広報宣伝
- 五 環境保全技術レベルの向上のための研修、講習会等の開催
- 六 新規環境保全市場開拓のための啓発並びに普及活動
- 七 環境保全に係る技術資源および経営資源の斡旋、融通および共同利用
- 八 国、地方公共団体、民間の研究機関、企業等からの環境保全技術にかかる調査等の受託、並びにこれらの実施、運営への参画
- 九 環境保全に係る図書並びに出版物の発行
- 十 環境保全に係る製品等の企画開発および販売
- 十一 その他、本協会目的達成に関わる事項。

以上